

年金機能強化法案

理念や原則を 軽視・無視して良いのか

年 金改革の諸法案が国会へ提出され、消費税引き上げとからみ政局の焦点になった。しかし、どうにも理解に苦しむ改正点が目立つ。

低所得者加算の矛盾・抜け道

年金機能強化法案には①低所得者等への年金上積み②受給資格期間の短縮③高所得者の年金額切り下げ等が盛り込まれた。

年金上積みの対象は年金を含め合計所得が単身で35万円以下、世帯なら全員が市町村民税非課税で本人の年金等が老齢基礎年金の満額(特例水準解消後の6・4万円)以下とされる(推計500万人、2015年10月施行、公費推定0・64兆円)。

この加算は対象者全員に「一律加算(6000円)」と保険料免除期間に応じた「免除加算」(最高は40年免除の1万6666円)の二本立て。つまり他に収入がなければ満額6・4万円の受給者でも一律加算で7万円に増額される。

「福祉的な加算」と説明されるが、滞納や未納による低年金者も含めた一律加

算についてルール通り保険料を納めた受給者・加入者はどう思うか。繰り上げで減額年金を受け取り一律加算対象になる裏技も出そうだ。

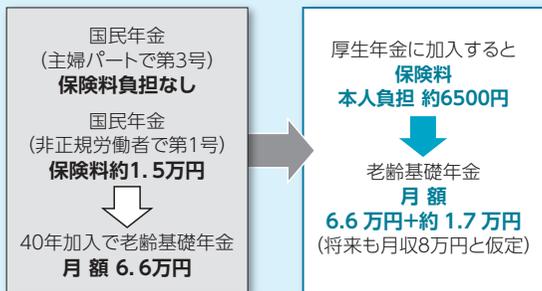
10年加入で受給権の危うさ

年金の受給資格期間は通算25年(免除期間を含む)から10年に短縮される(公費推定0・35兆円)。確かに24年11か月納付でも無年金者に陥るのは理不尽にも思えるが、そのために納付困難者の申請免除(全額4分の1まで)を設ける。仮に40年間全額免除であっても国庫負担分は支給される(08年度までの3分の1補助で現在の満額6・6万円のうち2・2万円支給)。

また、不足期間を補う追納、60歳以降の特例任意加入等もある。これら救済制度の周知・徹底が最優先のはずだ。

通算10年で受給権を得られるなら無年金者は減るものの、短期加入・低年金者は増えるに違いない。しかも、2015(平成27)年10月施行時点から受給資格10年以上・24年未満の無年金者は納付期間に応じ年金を受け、さらに

改定案・パートタイマーや非正規労働者で月収8万円の場合



厚生年金加入時、主婦パートは医療保険、介護保険(40歳以上)の保険料負担も加わる。

厚年・適用拡大は 医療へ飛び火

先述の老齢基礎年金の一律加算も認められる。
25年ルールを守った人々は、後出しジャンケンのような改訂に不信を抱くだろう。

短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大だけは消費税引き上げに関係な

く実施の法案である(2016年4月予定)。

通常労働者のおおむね4分の3(週30時間)以上の現行要件を①2分の1(週20時間)以上②1年以上雇用見込み③標準報酬月額7・8万円以上に切り替え、501人以上の事業所従業員(学生アルバイトは対象外)に適用する。このため標準報酬月額等級に8・8万円、7・8万円が新規追加される。

どうにも気になるのは国民年金の保険料(現在約1・5万円)とのバランスだ。最低の8万円程度の非正規労働者や主婦パートは厚生年金に加入して月額約6500円(現在の保険料率16・412%を労使折半)を払えば老齢基礎年金に加え厚生年金の報酬比例部分も受け取れる(図参照)。

その倍額以上の1・5万円の定額保険料を払う国民年金加入者の心情は穏やかではない。2007年改正案(廃案)では、この公平性を勘案して現行で最低の9・8万円が基準にされた。

非正規労働者や主婦パートは厚生年金加入と同時に被用者の医療保険と介護保険(40歳以上)にも強制加入になる。

被扶養者(主婦パート)は新規加入、非正規労働者は市町村国保から転入し、保険料収入は微増、医療費は増加、保険料引き上げに迫られる。たとえば健保組合は推定400億円の負担増、逆に市町村国保は同100億円の負担減と泣き笑いが生じる。

年金機能強化法案は、なぜ多くの疑問や矛盾を積み込んだのか。

もともと老後の所得保障という「防貧制度」を困窮者支援の「救貧制度」に使うことに無理がある。生活保護制度を軸に貧困施策を組み立て直すべき深刻な現状に対し、年金制度へ課題を安易に転嫁していないか。受給資格期間のあり方などは、まず現行制度で努力を重ねることを忘れていないか。年金制度と他の社会保障制度との連携をどこまで詰めて論議したのか。

諸法案の成立は政局の波間に漂い、成立しても、その後が心配な法案でもある。

■宮武 剛(みやたけ 剛)

毎日新聞社、論説副委員長、埼玉県立大学、目白大学の教授を経て、目白大学生涯福祉研究所、客員教授、NHK(Eテレ)「福祉マガジン」編集長(毎日最終水曜午後8時放映)やNPO「福祉フォーラムジャパン」会長も務める。